

日産婦医会発第 118 号
平成 21 年 7 月 23 日

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局長
北村 彰 殿

社団法人日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦

平成 22 年度予算概算要求に関する要望について

母子保健関連事業の推進に関しては種々ご配慮戴き感謝申し上げます。さて、本会は、母子保健の一層の進展のため平成 22 年度予算概算要求に当たり、次の事項を要望いたしますので、その実現方をよろしくお願ひいたします。

記

1. 出産育児一時金の大幅な引き上げを

労働者派遣の急速な規制緩和が、パート労働者やワーキングプアを増加させたと言われております。結婚のための経済的環境は厳しく、とても子どもを持ちたい心情を醸成する余裕がないのが現実と思われます。このような陰鬱な社会環境を好転させ、明るい未来が語れるような出産環境整備のために、出産育児一時金を一人最低 60 万円とし、二人目以降はさらに増額を図るなどの措置をお願いいたします。

2. 妊婦健康診査公費負担制度の更なる充実

妊婦健康診査は、全国どこの施設でも平等に実施できるようお願いいたします。
公費負担制度は、原則として、妊婦健康診査費の一部を公費で負担するものと理解しておりますが、地域・施設により負担回数・負担方法等が異なっております。極力、全国一律となることをお願いいたします。

3. 慢性的な産科医療関係従事者不足解消の抜本的な対策を

産科医の高齢化が進み、過重な労働負担は限界に達しております。このような状況を少しでも改善するためには、若手産婦人科医師の養成は喫緊の課題となっております。また、助産師不足から、妊婦のニーズに的確に応えられない嫌いがあり、助産師の養成・増員対策も重要課題となっております。このため、急増する女性医師の労働環境の整備に対する助成制度の創設並びに助産師養成施設の運営費に対する補助金の増額及び修学資金貸与制度の拡充をお願いいたします。

4. 生活保護者等への出産扶助制度の周知徹底と出産扶助基準額の大幅な引き上げを

生活保護者の分娩に際しては、出産扶助料が医療機関に支弁されておりますが、基準額と実際の分娩料金にはかなりの乖離があり、相当な額が損金となっております。一部自治体では、法定外扶助料の支弁で損金発生のない地域もありますが、本会調査では、「損金あり」と回答した施設 1 件あたり平均 8.3 万円の赤字が発生していることが判明いたしました。

一方、未受診妊婦の“飛び込み分娩”が増加しております。多くは生活困窮者で、支払いも滞納となる場合が頻繁にみられます。事前の手続で、何らかの補助を受けることが可能であったケースも見られますが、その制度が十分周知、活用されていないのが実情であります。

今後、未受診・飛び込み・未払い例を一人でも減らすために、生活保護法等の補助制度の周知徹底がなされることと、分娩を取り扱う本会会員が未払いや損金の心配をせずに診療に従事できるように、出産扶助料の引き上げをお願いいたします。